（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正）

第十一条　警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」をいう。	（用語の定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」をいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正）

第十二条　犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定） **第四条**　犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等（法第二十二条第一項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行う。 ［一・二　略］ 三　役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［ロ～ニ　略］ ［四～十　略］	（指定） **第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［ロ～ニ　同上］ ［四～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（児童でないことの確認の方法） **第五条**　［略］ ２　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 一　次のいずれにも該当しないこと。 イ　［略］	（児童でないことの確認の方法） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］